

稚内市住民税非課税世帯 価格高騰対策追加給付金(7万円)のご案内

- 稚内市住民税非課税世帯価格高騰対策追加給付金は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する低所得世帯を支援する給付金です。
- **追加給付金を受給するためには、同封の「稚内市住民税非課税世帯価格高騰対策追加給付金 支給要件確認書」に必要事項を記入し、返送する必要があります。**
(口座を新たに指定する場合などは、本人確認書類・口座確認書類の写しが別途必要です)

1. 給付金の支給対象となる要件

◎ 次の①と②すべてに該当する世帯が対象です。

- ① 令和5年12月1日(基準日)において稚内市に住民票がある世帯
 - ② 世帯全員の令和5年度分の市町村民税が「均等割非課税」である世帯
- ※ただし、**住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、支給の対象となりません。**(例：親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしているご家族等)

2. 給付金の支給額

1世帯あたり
7万円

3. 給付金の支給時期

稚内市で「**確認書**」を受理した日から3週間後を目安に支給します。
審査後、支給が決定しましたら、支給日等を文書にてお知らせします。

4. 確認書の提出(返送)期限

「確認書」は同封の返信用封筒で返送してください。(切手は必要ありません)
「確認書」の提出(返送)期限は **令和6年3月15日(金)**です。

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに、国や北海道、市の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

稚内市生活福祉部社会福祉課「給付金窓口」〔稚内市役所1階 社会福祉課〕



電話：0162-23-6193・0162-23-6453

FAX：0162-23-4038

(受付時間：平日9時00分～17時30分)

